

○瀬戸内市物品の売買、修理等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱

平成16年11月1日

告示第5号

改正 平成23年11月7日告示第27号

令和元年11月19日告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、本市が発注する物品の売買、修理等の契約に係る競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項に関し定めるものとする。

(入札の参加者の資格)

第2条 入札に参加する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 営業に関し、法律上必要とする資格を受けていること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 第5条第1項の規定による入札参加資格審査を受けていること。

(入札参加の停止)

第3条 市長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日の翌日から起算して2年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 市長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び業務の施行上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、毎年、次条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類のうち必要なものを添付して、毎年1月1日か

ら2月末日までの間に市長に申請しなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする登録証明書
- (2) 営業経歴書
- (3) 営業所一覧表
- (4) 入札の参加又は契約の締結について権限を委任するときは、その委任状
- (5) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては市町村長が証明した代表者の身分証明書
- (6) 申請人が法人である場合においては、入札参加資格審査の申請をする年の1月1日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、申請人が個人である場合においては、直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 使用印鑑届
- (8) 印鑑証明書
- (9) 納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長が特に必要と認める者に限り、前項の規定にかかわらず、年度中途において申請書を受け付けることができる。

4 前2項の規定により申請をした者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で市長が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (3) 委任状の記載事項
- (4) 使用印鑑
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(入札参加資格審査)

第5条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請をした者について、その内容を審査するものとする。

(入札参加資格の決定)

第6条 市長は、前条の規定による審査を経た入札参加資格を有する者を参加させるものとする。

2 前条の規定による入札参加資格の有効期間は、その年の6月1日から翌年の5月31日までとする。

(入札参加資格の取消し)

第7条 市長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に規定する要件に欠けたとき。

(2) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。

(3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(入札参加資格等の審査会)

第8条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他市長が必要と認めた事項の審議(以下「入札参加資格審査等」という。)は、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会設置規程(平成16年瀬戸内市訓令第24号)第3条に規定する委員会が行うものとする。

2 入札参加資格審査等を行う会議は、定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は毎年1回、臨時審査会は委員長が必要と認めたとき開くものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成23年11月7日告示第27号)

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(令和元年11月19日告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。